

経済と国家

——「大きな政府」論対「小さな政府」論、その対立と展開過程——

池田 浩太郎

まえがき

一、本講演のテーマと私の経済学事始め

二、テーマの展開。国家観の五段階

二ノ(一) 官房学者の国家論

二ノ(二) 古典派の国家論

二ノ(三) 「社会政策的」経済学の国家論

二ノ(四) ケインズ派の管理者国家論

二ノ(五) 国家論の現代

三、むすびの言葉

経済と国家

まえがき

本稿は、平成六年四月六日におこなった成城大学経済学部新入生のための記念講演の草稿である。

新入生の理解をたすけるために、会場では、講演の概要を表示したものと、漠然と言及した文献の名称についての一覧表とを配布した。

講演と本稿との差異は、主として次の諸点に存する。

- 一、若干の箇所で語句の修正をしたこと。また本稿では章節の見出しを付したこと。
- 二、人名、文献名を補足的に明示したこと、および講演で省いた箇所を復活させたこと。これらはいずれも（ ）内に追加してある。
- 三、若干の注記を付加したこと。

一、本講演のテーマと私の経済学事始め

諸先生方に先がけて、竣工した新校舎七号館の、いわば「こけら落とし」として、経済学部新入生の皆さんにお話してきますことは、私の最も光榮とする所であります。

私が本学経済学部就任いたしましたのは、四〇年前の昭和二十九年、経済学部草創の時期にあたります。成城大学は、現存する学部では経済学部だけでスタートしたわけですので、すなわち、成城大学の創立期に就任したことになります。

私の講筵に連なった最初の頃の学生の一人には、いま、総理大臣への最短距離にいます外務大臣羽田孜君がおります。彼の学年試験の答案を見たときの、キチッとした内容と大きな字を、また、孜と音で読む彼の名前の読み方に戸惑ったことを、昨日のことにように思いだします。

さて、皆さんは自分の決断で成城大学経済学部に入学されました。自らの人生の階段を、自己の学習の階段を、成城で一段のぼることを決意されたわけです。

学習の階段を、高校の段階から大学の段階へとこのぼりつめますことは、一体どんな意味をもつのでしょうか。やさしい英単語が、これを私たちに教えているように思います。

高校生までの勉強には、英語ではふつう、learn「教わる」という単語を使いますが、大学生の勉強にたいしては、study「研究する」を使います。これらの単語は、皆さんが「受身の教わる学習」から、自らの問題意識をもった、もっと平たくいえば、知的好奇心に支えられた「積極的学習」へと、階段をのぼりつめたことを象徴しているのではないのでしょうか。

忘れないで下さい。皆さんは自分の意思で、自発的に勉強の階段をのぼるべく成城大学経済学部の門を敲いたのです。

思い起しますと、当然のことながら私にも、皆さんと同じような大学新生の時代がありました。およそ半世紀も前の昭和十八年のことであり、私の当時の年齢も、いまの皆さんより一、二年下の十七歳でした。

当時のある日、私はアダム・スミスの『国富論』一七七六年(Adam Smith, 1723-1790, An Inquiry into the Nature

and Causes of the Wealth of Nations, 2 vols., London, 1776.)の英文の原著で、日本橋の丸善書店から出版されたものを、古書店で手に入れることができました。それは、「経済学のバイブル」と聞かされ、わずかにその書名だけを知っていたものでありました。

そして、その部厚い本を開いたとき、自分もやっと受験勉強ではなく、経済学をスタディできる大人になったんだ、との感慨に思わず胸をしめつけられました。

しかし、そんな素晴らしい感動の経験にもかかわらず、現実は灰色でした。少し英文が読める程度の学力では、この本は内容的には全くチンプンカンプンだったからです。

また、当時の私たちの学校では、新入生は原則として寮生活をさせられました。寮の部屋長である二年生——といっても、いまの皆さんと同年齢くらいですが——の指導の下で、同室の新入生三名と毎晩読書会をやらされました。寮生活ですから逃げだすこともできません。

いまでも忘れませんが、読書会でごくはじめにとりあげられました本に、ドイツの今世紀最大の経済学者でありますゾンバルトの著作『三つの経済学』一九三〇年 (Werner Sombart, 1863-1941, Die drei Nationalökonomien, München und Leipzig, 1930.)の邦訳書(小島昌太郎監訳・ゾンバルト『三つの経済学』培風館、昭和八年)がありました。しかし、この書物は表現がむづかしく、また内容的にも全く歯が立ちませんでした。

その後も、経済学部の上野格教授の恩師の著作(高島善哉『経済社会学の根本問題』日本評論社、昭和十六年)などもとりあげられました。だが、わからない点では皆同じでした。仕方なしに、今度は自分で手当たり次第に書物を買ひ求め、読みあさりしましたが、事態は一向に好転しませんでした。

スミスの本を手にしたときの、あの感動と期待とは、徐々に失望に変わり、あせりと無力感が強まってまいりました。

丁度その頃、偶然手にしたのが『国家と経済』と題する、当時の若手の経済学者（東大経済学部助教授）の著作（難波田春夫『国家と経済（一）日本評論社、昭和十三年）でした。これを読み進む内に、いままでとは手ごたえが違い、はじめて自分なりになんとか内容が理解できそうだ、という感触をもつことができたのです。

どうしてこの著作が、若干の親近感をもって私に理解できると思わせたのでしょうか。

もちろん、取つきやすい、きわめてやさしい表現の文章であったことが、当時の私を大いにたすけたことではありましたが。しかし、別の、もう一つの事情が、この著作の内容を理解するための絶大な力となったのです。すなわち、それは次のことであつたのです。

著作『国家と経済（一）』が、先に私が読まされました『三つの経済学』一九三〇年をはじめ、ゾンバルトのいくつかの著作（とりわけ、『国家と経済』の著者が邦訳された『ドイツ社会主義』一九三四年 Deutscher Sozialismus, Berlin 1934）の構想の受け売りの面があり、また、そこからのヒントをもとに考えをまとめたものでもあつた、からなのです。すなわち、最初に読まれたときには全く理解もできず、全く無意味に思えました『三つの経済学』の読書体験が、無意味ではなく、私の理解をたすけてくれたことを私は感じることができたのです。

今後は、『国家と経済』に引用されているゾンバルトの著作を、私も直接に読むことによって、わずかずつながらでも、理解できる点や面をふやしてゆこう、という希望をもつことができました。こうして、経済学のスタディへと、私自身漸く出発することができるようになった次第であります。

この講演を私が引き受けましたとき、まず思い起こしましたのは、私の新人生時代に大きな感銘を受けた先にあげた二つの著作のことでありました。

そこで、その一冊、『国家と経済』のタイトルの後と先とを引っくりかえして、「経済と国家」という演題をえらぶことを心に決めたのです。

もう一冊の、『三つの経済学』は、ゾンバルト自身も述べておりますように、長年に亘る彼の経済学研究の総括ないしカタログともいふべき方法的著作であります（原著、三四二ページ）。しかも、ゾンバルトがこの著作を公刊した年齢が、いまの私とほぼ同年（正確には一年ちがい）である、という因縁もあります。そこで、私のささやかな経済学研究の総括的カタログ、いいかえますと、私自身の『三つの経済学』でもあります、「大きな政府」論対「小さな政府」論というテーマを、敢えて本講演の副題につけさせていただいた次第であります。

以上のような次第で、私は今日までの私の研究の一つの総括という意味をもこめて、

経済と国家——「大きな政府」論対「小さな政府」論、その対立と展開過程——

というテーマで皆さんにお話ししたいと思います。

ゾンバルトも言っております。教師の経済学研究の総括的カタログ（方法論）は、その学生の経済学研究の出発点となるべきものである、と。¹⁾

- 1) 「敬愛する同学の皆さん、ともかく私は皆さんに切におすすめしたい。最善の方法をさがし求めることに皆さんの時間を空費しないで下さい。研究し、それを進めて下さい。安んじて皆さんの尊敬する師の方法を受け容れて下さい。それでもやはり、皆さんは素晴らしい業績を打ち立てるようになるでしょう」(W. Sombart, Nationalökonomie und

ですから、私のこの講演を皆さんが眠気をこらえて聴かれ、その一片でも記憶にとどめていただければ、私の講演の目的の大半は達成されたことになりましょう。

二 テーマの展開。国家観の五段階

「経済と国家」のテーマで、私が述べたいと思っております事柄は、もう少し具体的にいいますと、次のようなものであります。

近世以降の西欧社会（ないし西欧諸国家）における、経済学や経済政策思想の生成や展開、現状について、これの一つの中心的テーマに即して、私なりの見方の概略の、そのまた一部を報告する、というものであります。その中心的テーマとは、すなわち、時代時代の代表的な経済学者たち、ないしは経済学の学派が、国家の本質や形態、あるいはその役割について、これらをどのようなものであると考え、また、国家にたいして何を期待してきただのか、を検討することでありませう。

これこそはまさに、Political Economy と名付けられた経済学にとって、一つの宿命的なテーマでありませう。

皆さんの理解の手だすけのために、予め私の見方の結論を述べておきましょう。それがすなわち、本講演の副題そのものなのであります。この歴史は、結局、個人主義的・法治国家的「小さな政府」論と、国民連帯的・福

社国家的「大きな政府」論という、二つのタイプの国家論の対立と、その勝利者の交替の過程である、と総括できるところであります。

私は、このテーマを次のような取り扱い方で展開してゆきたいと思います。

まず、二つの互いに対立する両極端の国家観を設定します。

一方の極には、徹底した個人主義と自由主義にもとづき、(個々人の現実的利益のために存在するはずの)国家の、独立と国内秩序の維持のみを公共権力に要請すべし、という意味での「法治国家」観があります。ここでは、限定された役割のみをもち、それゆえに財政規模もまた限定された、「小さな効率の政府」論が適合的なものとなるでしょう。

他方の極には、国民の連帯意識にもとづき、国民の文化や、厚生にまで公共権力は責任をもつべきだとする(一種の理想主義的な)「福祉国家」観があります。ここでは、さまざまな役割をもち、それゆえに財政規模も相対的に膨脹傾向をもつ、「大きな政府」論が適合的なものとなるでしょう。

このような両国家観の対立、抗争と、時代時代におけるその勝利者(支配的国家観)の交替のプロセスという、最も単純化された類型でもって、近世以降今日までの経済学や経済政策思想の生成、発展を概観しようとするのが、本講演の狙いなのであります。

その際、社会・経済体制としての資本主義と、その生成がもたらす社会的・経済的問題の変化といった現実的背景に、充分に注意を払う必要があることはいうまでもありません。

そもそも、このような形での歴史的理解の成否は、どの程度まで個性的な多様性を残しつつ、類型化して把握

するのか、その手際によさにかかっていると思います。しかしこれは、そのテーマにも、また、論述する人の歴史のセンス (historischer Sinn) にもおおいに左右されるでしょう。いまはこれについては問わないでいただきたいのです。

私は、近世以降今日までの経済学や経済政策思想の生成、発展にとまなう、その時代時代の支配的国家観を、五つの段階に分けて確かめてみることにしました。

二ノ一) 官房学者の国家論

まず、西欧近世初頭の国家論、すなわち、第一段階のそれから説明してゆきましょう。

当時の西欧における支配的な国家形態は、政治的な面から見ますと、絶対主義国家とか、専制君主国家とかいわれているものでありました (ただし、イギリスやフランスは統一的国民国家でありました。これに反し、いまのドイツを中心とする、いわゆる「ドイツ人の神聖ローマ帝国」は、帝国を構成している各領邦の自主権を重んずる領邦国家の集り、ともいふべきものでありました)。

この国家を経済面から見ましょう。

国の統治、すなわち、政治や行政のために必要とされる諸費用は、統治者であります専制君主自身もっている田畑、山林、鉱山などからの収入、いいかえますと、自分の領地を經營することによってえられる収入。それから、独占権、専売権、領地を通行させる権利といった、専制君主のみがもっている特権を行使することによつ

てえられる収入。これらのものによって主としてまかなわれておりました。すなわち、当時の国家は、経済的にはその統治が、いわば支配者自身の所有する財産や特権にもとづいておこなわれるという意味で、有産者国家、ブルジョア国家であった、というわけです。

さて、この時期の支配的経済学説は、イギリスやフランスでは重商主義の経済論、ドイツやオーストリアでは官房学とかカメララ学と呼ばれておりました。

ついでに申しますと、わが日本ではイギリスやフランスの重商主義経済学説の研究は、比較的以前から高い水準に達しております。今日でも、たとえば本学経済学部の中村英雄教授は、高名な重商主義的財政家^{フナナシ}をとりあげ、原資料にもとづく緻密な研究の成果を公表されておられます。¹⁾

1) 中村英雄「ジョン・ローの未刊のマニユスクリプトについて―極秘の家屋税提案―」『成城大学経済研究』第一二二号、平成五年十月号所収、ほか。

しかしながら、ドイツ官房学説の研究は、わが国では漸く緒についたばかりであります。

とはいえ、この時代の支配的経済学説の国家論を取り扱う場合には、むしろ官房学説に重きをおいて、これを検討した方がよいと私は考えます。官房学の方が比較的全面的に、かつ体系的に国家に論及しているからであります。

ふつう官房学は、ドイツにおける行政学、経済学、財政学の出発点となった、神聖ローマ帝国を構成する諸領邦の統治に関する総合国家科学だ、といわれております。さらに付け加えますと、官房学はまさにドイツにおける経営学の起源をなすものでもあったのです。

プロイセン王フリードリヒヴィルヘルム一世は、一七二七年に（ハレおよびフランクフルト・アン・デア・オーデルの）二つの大学に、官房学（および経済諸科学）講座を開設させ、それぞれ専任の教授を任命しました。その主たる目的は、プロイセンの地主貴族の子弟に、（農業）経営に関する学問を修得させることにあったのです。官房学講座の創設は、まさしく大学の学問としての経営学の確立を目ざすものでもありました。

ちなみに、イギリス経済学史に造詣の深い上野教授にただしました所、経済学の祖国イギリスにおいてさえ、専任の経済学教授の任命は、漸く十九世紀に入ってからのことのようであります。ですから、経済学の後進国であったはずのドイツで、ことによると世界で最初の経済学（官房学）講座の開設と専任教授の任命があった、ということになるかも知れません。

本題にもどりましょう。

重商主義者や、とくに官房学者たちは、どのような国民統治のプログラムを、ないしは、どのような役割を、国家に求めていたのでしょうか。かれらは、もちろん、支配者ないし主権者であります君侯の利害を中心に、物事を判断いたします。しかし同時に、支配する人と支配される人、いいかえますと、君侯と国民（領民）とは、互いに利害の方向が一致している、とかれらは信じています。

国民を経済的に繁栄させるように図ること。これは主権者の財政の側から見ますと、財源ないし「税源の涵養（育成）」（die Pflege der Steuerquellen, die Schonung der Steuerquellen）¹⁾と表現できましょう。財源ないしは「税源の涵養」こそが国家の強大化の源であり、それが、とりもなおさず、君侯の利益でもある、というわけです。

経済と国家

1) 「税源の涵養」という語は、ここにあげた二つのドイツ語表現の邦訳で、いずれもドイツの財政学者 Fritz Karl Mann, 1883-1979 の用語です。前者の表現は彼の著作 *Die Staatswirtschaft unserer Zeit*, Jena 1930, S. 44. に、後者のそれは *Steuerpolitische Ideale*, Jena 1937, S. 149ff. の小見出しに見られます。

そしてかれらは、君侯側のリーダーシップのもとに近代国家の建設と近代的社会・経済体制の確立、すなわち、資本主義的社会・経済体制の確立のための——日本の明治維新期のような——「富国強兵」政策、「殖産興業」政策の推進を国家に要請するのであります。いわば資本主義育成政策をかれらは国家に求めたのです。

余談になりますが、この「資本主義」という言葉が、近代経済世界の最も根本的な特徴を表すものとして世界中で使われたしたのは、漸く二〇世紀に入ってからのことでした。先ほど名前をあげました、ドイツの経済学者 ゾンバルトの、一九〇二年刊行の大著『近世資本主義』(Der moderne Kapitalismus, 2 Bde., Leipzig 1902.) の名聲が、「資本主義」という言葉を全世界に普及させたのです。

ゾンバルトのこの著作に触発されて、彼の同志で、同じく二〇世紀最大のドイツ社会学者であり、今日の日本でもなお、熱狂的な信奉者をもっていますマックス・ウェーバーも「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」という名論文を公表しました (Max Weber, 1864-1920, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Band XX, XXI, 1904, 1905.)。ちなみに、私を紹介された経済学部長の山田高生教授は、わが国での最も水準の高い、信頼できるマックス・ウェーバー研究者の一人であります。

一寸皮肉なことではありますが、資本主義を批判したり、あるいはそれを乗り越えるはずの、「社会主義」や「共

産主義」は、少なくとも言葉のうえでは、「資本主義」の語が世にでる半世紀以上も前に、すでに見られたのです。たとえば、一八四二年には、『現代フランスにおける社会主義と共產主義』と題する歴史上有名な著作が、ドイツで公刊されています (Lorenz von Stein, 1815-1890, *Der Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs. Ein Beitrag zur Zeitgeschichte*, Leipzig 1842.)。

要約しましょう。重商主義経済学説、とりわけ官房学では、経済理論的分析は未だ成熟してはいませんが、その反面、国民の統治における国家の政策遂行側面の役割、とりわけ官僚行政側面の意義の重視が目につきます。そして、官房学説における行政的側面の、とくに官僚行政遂行の役割の重視。これは、当時およびそれ以降の時期における、ヨーロッパ大陸、就中、ドイツやフランスでは統治の現実に対応したものでありました。

そのゆえにでしょうか、先に名をあげましたドイツの社会学者マックス・ウェーバーは、あたたかく敬意のこもった、しかしながら同時に多分に醒めた目で、近代ヨーロッパ世界における運命としての官僚制について、鋭い分析を試みております (M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 2. Aufl., Tübingen 1925, dritter Teil, Typen der Herrschaft.)。

重商主義者たち、とくに官房学者たちの国家像を、抽象的な形で総括してみましよう。君侯側のリーダーシップのもとで、国民連帯的な福祉国家観にもとづき、国家の財源涵養的任務遂行を、かれらは要請します。そして、そのために必要となる費用は、場合によっては、国が借金をしても (国債発行しても)、またお札を印刷して使っても (紙幣濫発してさへ)、積極的にその任務を遂行すべきだ、と考えていたのです。それゆえかれらの多く

は、文字どおり「大きな政府」論の推進者でありました。

二ノ二) 古典派の国家論

しかし時代は、いつまでも財源涵養的「大きな政府」論の支配をゆるしてはおきませんでした。

政治の面でも、経済の面でも、当時の最先進国の一つであったイギリスでは、十七世紀、十八世紀と経過する内に、国家の政治形態は、国民の輿論を比較的に反映しやうい、立憲・議會制デモクラシー国家へと徐々に変貌しつつありました。

国家の経済形態もまた、有産者国家から無産国家に変わりつつありました。いままで君主がもっていた領地や財産、特権といったものが追々と国民の側にゆずり渡されてきたからであります。それにつれて、財政的には国家は、国民統治の仕事をもとして国民が納める租税でまかなわざるをえない、「租税国家」(Steuerstaat)になったのです。

この「租税国家」の名称は、今世紀最高の理論経済学者の一人でありますヨーゼフ・シュムペーターが普及させたものです (Joseph A. Schumpeter, 1883-1950, Die Krise des Steuerstaates, Zeitfragen aus dem Gebiet der Soziologie, 4. Heft, Graz und Leipzig, 1918)。現在の成城の経済理論担当教授陣であります、吉岡守行、小平裕、明石茂生の諸教授は、学問の系譜上は、シュムペーターの日本における直系の曾孫弟子にあたります。

しかも、十八世紀後半には、大工場工業制を可能にさせる、いわゆる産業革命がこの国ではじまったのです。そして、産業革命の進行は、イギリスでは追々と経済社会のひとり立ちを可能にさせるほどのものに、産業を成

長させつであったのです。教養ある一部の人々にとっては、主権者主導の資本主義育成政策は、経済社会にとってもはや不要なものに映りました。そして、この政策推進にもとづく「大きな政府」は、民間の資本形成を阻害するなど、むしろ経済社会の重荷とさえ思えるほどに民間の経済自体が発展した、と覷ぜられたのです。

抽象的な表現をしましょう。国民の利害中心の国民経済的立場が、主権者の経済であります国家経済（財政）の利害と矛盾する場合には、国家経済は国民経済的利害の原則に従うべきだ、とさえ思えるほどになったのです。

以上のような諸事情を背景にして、スコットランドの教養人アダム・スミスの『国富論』全二巻、一七七六年が公刊されるはこびとなりました。

そして、『国富論』の大成功は、従来からあった自然科学と並んで、社会の科学としての経済学の生誕、という事態をもたらしました。それだけではありません。『国富論』の大成功は、同時に、支配的経済学説における「大きな政府」論の支配を、「小さな政府」論の支配へと劇的な交替を遂げさせることにもなったのです。

私の成城大学での最初の新入生向け外国経済書講読のテキストには、ためらうことなく『国富論』をえらびました。『国富論』をはじめてひもといたときに覚えた、あの感動を、成城の経済学部新入生にも分かちもっていただきたいと、心から念じてのことでありました。それも、イギリスで出版された部厚い二冊本（キャン版）の原著を、学生諸君に買ってもらったのです。

そのときの私の担当クラスの学生で、今日商学・経済学関係の非常にすぐれた書籍を出版されておられる、千倉書房のオーナー社長であります千倉孝君は、ときおりそのときのおどろきを私に話してくれます。

いまの新入生諸君には、もっとおどろき、また喜んでいただけるはずのことがあります。今日世界ではおよそ四百部程度しか残存していないといわれる、アダム・スミスが一七七六年にはじめて世に問うたときそのままの、『国富論』のオリジナル、原典の稀観書が、わが成城大学には二部も所蔵されておるのです。その内の一部は、元本学学長高垣寅次郎先生の寄贈された、本学経済研究所蔵の高垣文庫の内にあります。高垣文庫は、経済学の特定領域に限定されてはおりますが、質量ともに世界に誇りうる、きわめて高い水準の文庫であります。

さて、経済学の世界でその学説に熱烈な信奉者のグループができ、その学説が経済政策の大方針となって、現実の世界を長期に亘って大きく動かした経済学者の例は、きわめて稀な、しかも幸運な例外であります。一世紀に一人現われるか現われないか、ではないでしょうか。スミス『国富論』に見られる経済学説は、十八世紀におけるこの唯一の幸運な例外といえましょう。

ついでに申しあげますと、十九世紀ではマルクス (Karl Marx, 1818-1883)、二十世紀ではケインズ (John Maynard Keynes, 1883-1946) が、この幸運な例外ということになりましょうか。

スミスは、質的に差のない、量的な一単位としての個人が、(上下ではなく)横並びで、いわゆる「市民」社会を作っていると考えます。そして、その個人個人が、自分の損得だけを考え、しかも自分の責任で、全く自由に互いに競争しあって経済活動をおこなうさまを想定します。

一寸考えますと、これでは各人の利害が互いにぶつかりあって、一国の経済全体は無秩序な混乱状態になってしまふようにも思われましょう。しかし、スミスはそうは考えません。神々の「見えざる手というもの」(an invisible hand 『国富論』第四編 第二章)に導かれて、最も調和のある、しかも最も効率のよい国民経済の姿が見え

てくる、というのです。そして、このような自然的自由の体系下の経済状態こそが、経済の「自然秩序」だ、と
スミスは考えたのです。

皆さんも御承知のように、ニュートン力学は当時の最先端の自然科学でありました。ニュートン力学は、自然界を支配している「自然の秩序」や「自然の法則」を探索しつつあったのです。

スミスは、ニュートン力学の方法にヒントをえたのでしょうか。横並びで社会を構成している一単位としての独立の個々人は、自然界を構成している一単位としての原子に、なぞらえることができます。その一単位としての個々人の、完全に自由放任的な、また自由競争的な運動によって見えてくるはずの、自由資本主義的経済体制全体の、究極の最も調和のある、かつ最も生産性の高い姿を、スミスは国民経済全体の「自然秩序」としてとらえたわけです。

スミスは、この経済の究極の、「自然秩序」のもつ運動法則を、あたかも全体的には調和を保ち続けるニュートンの天体運行法則のような、経済世界の「自然法則」と考えました。

このようにスミスは、自然科学と同じ方法で経済世界を全体的に、科学的に認識することによって、社会科学としての経済学を生誕させたのです。経済学の成立にあたっての、このような「ニュートン主義」の大きな影響につきましては、つとにゾンバルトの指摘している所であります（前にあげた著作『三つの経済学』一九三〇年の諸所、W. Sombart, Weltanschauung, Wissenschaft und Wirtschaft, Berlin-Charlottenburg 1938, S. 12. などがかつねです）。

さて、自然的自由の、自由放任主義経済の主張者でありますスミスは、国家にたいしどんな役割を求めたのでしょうか。スミスにとっては、完全な自由競争的経済体制は、国民経済の現実を通して見えてくるはずの、経済

の究極的な「自然秩序」であります。と同時に、これはできうる限り現実をこれに近づけるべき、經濟の「理想的秩序」でもありました。

統治政策について、スミスは国民全般の側の利害中心の立場から、自由競争的經濟体制の基盤を確乎たるものとするだけの仕事を、國家の側（主権者あるいは為政者の側）に要請します。そのための國家の側の基本的任務は次のようなものだ、とスミスは考えます。

まず、その大前提として主権者ないし君主の存在がある、とします。そして主権者は、

國家の獨立の維持（國防）

國內の秩序の維持（司法や警察）

わずかな數量の公共事業

といった面での後見をなすべきもの、とされています。主権者の側でのこのような後見なしでは、そもそも自由競争的經濟体制は存立しえないし、また存続できないとスミスは考えたからなのです。

これらの活動は、もちろん、自由放任的資本主義体制の維持のためには、役に立つ、有用なものであるとされます。しかしながら、國民の利害の側から見ますと、經濟の「自然秩序」は、換言しますと、一國の經濟全体の完全な調和と最高の効率（最高の生産性）とは、租税として國家が國民經濟から徴収し、これを經費として使用する分だけ妨げられざるをえない、とスミスは考えます。

つまり、スミスにとっては、國家經費は、したがって經費を使ってなされる國家の活動は、國民經濟的に見て有用ではあるが、不生産的なのです。

要約しましょう。

スミス経済学とスミスを開祖とします古典派経済学とは、国民経済の完全なる自由競争的「自然秩序」を認識すべく、経済理論に圧倒的な重みをかけました。しかし他面、それゆえに、国家の行政論や政策論は、むしろ必要なものとさえ、されたのです。

後世スミスの国家観は、国家の役割をあたかも市民が夜安心して休息できるための夜警の役割になぞらえ (Ferdinand Lassalle, 1825-1964, Das Arbeiterprogramm, 1863, in: Ferdinand Lassalle, Gesammelte Reden und Schriften, hrsg. v. E. Bernstein, Band II, Berlin 1919, S. 196f.) 「夜警国家」観と呼ばれるようになりました。そしてスミスの財政政策ないし財政観には、「安あがりの政府」チーフ・ガバメント」というスローガンが作られました。

たとえ話しいし表現を使いましょ。スミス『国富論』に見られる国家ないし国家財政観は、個人主義的・自由主義的法治国家論にもとづく、公債敵視的・均衡財政志向的「小さな政府」論であったのです。

先ほども一寸説明しましたが、ここでは「法治国家」という言葉は、法学で通常理解されている意味で使われているわけではありません。次の段階の国家観で名前があるドイツの経済学者アドルフ・ワグナー (Adolph Wagner, 1835-1917) が、スミスの国家観を特徴づけている表現と、全く同じ意味内容で使っているのです。

ワグナーは、スミスの国家観をもって、ただただ国家の独立と国内秩序の維持の目的のみを追求するものと見ています。そしてワグナーは、これを法目的、権力目的のみを追求する国家観と表現しているのです。このような傾向をもつ国家観を、ここでは「法治国家」観と呼ぶことにしました。

本学経済学部の木村周市朗教授は、難解で大部な多くのドイツ語原典の解説にもとづいて、十九世紀半ば頃以

降のドイツの政治・社会・經濟思想について、すぐれた論文をいくつも（雑誌「成城大学經濟研究」ほかに）公表されております。それらの論文で、比較的進歩的な、自由放任主義的、それゆえに「小さな政府」論的国家論における国家の役割観を、木村教授は「法治国家」論と名づけております。本講演での「法治国家」観の表現は、内容的には木村教授のそれと同じものであります。

また、均衡財政志向的といえますのは、租税収入の金額の範囲内で国の統治活動、したがって経費支出をなすべきである。借金（公債発行）など以てのほかだ、というほどの強い公債敵視的な考え方をここでは意味しております。

國民經濟の利害を中心に据えた經濟理論的性格の強いスミスの自由放任的經濟學。それゆえに、法治國家的・公債敵視的・均衡財政志向的「小さな政府」論を推進するスミス經濟學說。

以上のような特徴をもつスミス經濟學ないし古典派經濟學は、その母国イギリスのみならず、漸次フランスやドイツなどにも進出してゆきます。そして十九世紀前半には、世界の指導的な經濟學說、少なくとも世界の大学における支配的な經濟學說となつていたのであります。

二ノ三 「社会政策的」經濟學の国家論

さて、十九世紀の後半に入つても、さらにはそれ以降の時期になつても、国家の支配的な政治的・經濟的基本形態には、もはや大きな変化は見られませんでした。すなわち、抽象的に表現しますと、その政治形態は立憲的・デモクラシー国家といえますし、またその經濟形態は無産国家、租税国家のままでありました。

ただ、生産の質や量の側面で輝かしい発展を遂げつつありました。自由放任的資本主義経済体制は、にもかかわらず、増大した生産の成果がその生産に直接関与した大勢の人々の、労働者大衆の境遇改善につながっていないことが、徐々に識者に注目されはじめてきた、といった状況の変化は見られました。

経済学の対象であります国民の経済生活における。このような問題の台頭は、必ずや何らかの形で、経済学説やその国家論にも反映されることになるはずでありましょう。

一八七〇年を前後して、経済学の世界にも大きな転換期が、近代化へのうねりが、おしよせることになりました。

まず、一八六七年にはマルクスの名著『資本論』第一巻が刊行されました。この著作は、労働者大衆の境遇の全面的改善を目ざして社会・経済体制の根本的変革を狙う、いわゆる社会主義・共産主義経済学が、近代経済学の一派として出発するための、重要な礎石となったものであります。

他方、にもかかわらず、個人主義の立場を一層徹底させて、個人の感ずる価値や、それが欲望が満足させられるにつれて、一単位当たりの有難み、価値(限界効用)が低減するといった事柄に注目した経済学者たちもおりました。かれらは、このような個人の主観価値を中心に据えて一国の経済、あるいは経済世界全体を、(個々の限界効用の遞減および均等の概念を用いて)統一的体系的にえがきだそうとする経済学の新しい試みをおこなったのです(かれらはスミス以上に徹底した個人主義的・自由放任的経済学説の主張者となったわけです)。そして、スミスや古典派の経済学に取って代わる、近代経済学たろうとしたのです(一八七一年以降台頭してきた、いわゆる限界効用学派の経済学がそれであります)。

しかしながら、このような極端な社会主義的経済学説や、極端な個人主義的・自由放任的経済学説は、いま述べた十九世紀後半の社会や経済の状況から見て、やはり非現実的な（教条主義的）経済学説であるともいえましよう。そこで新しい社会的・経済的困難をうみつつあった資本主義段階での困難克服の役割、もう少し具体的にいいますと、生産に関与した多数の人たちの、輝かしい生産の成果にある程度応じた増進改善を、現実的な形で果すこと。これを視野に収めた、時代に相応しい社会改良主義的な経済・財政学説がうまれてきて然るべきでありましよう。

このような時代の任務を担って登場した、現実にも適合的な学説の内、最も代表的かつ現実的重要性をもったものが、すなわち、先ほど名前をあげましたドイツのアドルフ・ワグナーの「社会政策的」経済・財政学説であったのであります（ワグナー自身は、このような性格をもつ自分の学説を、たとえば、「社会時代」の財政学と呼んでおります）。

ワグナー自身の経済学説は、イギリス古典派経済学の研究、とりわけその集大成者でありますJ・S・ミルの『経済学原理』一八四八年（John Stuart Mill, 1806-1873, Principles of Political Economy with some of their Applications to Social Philosophy, 2 vols. London, 1848）を身につけることによつて形成されたものようでありま

す。

ちなみに、J・S・ミルの経済学説のその後のイギリスや、とくにドイツの経済学におよぼした影響には、絶大なものがありました。また、たとえば日本のある古い大学には、数十部にものぼるミルの『原理』の原著が所蔵されている由です。クラス単位でこれを読ませたのでしょうか。これもまた、ミルの経済学説の影響力の大き

さを、示唆するもののようにあります。

J・S・ミルは、『経済学原理』では、いうならば自由資本主義的生産の体制は、変えられないし、また、変える必要もない、いわば経済の「自然秩序」の基本部分を構成するものである、と考えました。これに反し、生産の成果の分配の体制は、社会的秩序、人為的制度であるので、変えることができるし、分配の不平等は改善されねばならない。これこそが経済学の中心的テーマたるべきだ、と考えたのです。

このような次第で、J・S・ミルは自由放任の古典派経済学の集大成者でありますとともに、次の時代の、すなわち、「社会政策的」時代の経済学への、転換の契機を作った学者でもありました。

ワグナーが自らの経済学研究の道程で、その社会政策的意義を自覚した内容を盛り込んだ、最初の著作の発行年が、すなわち、一八七〇年でありました（『土地私有の廃絶』Die Abschaffung des privaten Grundeigentums, Leipzig 1870）。それゆえ、ここでは国家観の第三段階の開始期を一八七〇年としたいと思います。

ワグナーは、ミルと同じく、資本主義的経済体制の生産構造については、これを一応是認しております。しかし、その分配の側面につきましても、不平等の現実のある程度までの是正を求め、という社会改良主義的基本立場をとっています（しかも彼は、自由主義の比較的育たなかった官房学以来のドイツの伝統を背景に、是正の任務遂行を主として国家の側に求めたのでした）。

このように、社会・経済体制の基本構造＝資本主義的生産構造そのものは、一応よしとする。そしてただ、そこから生ずる分配面での弊害だけを、主として国家の力を借りてある程度改善しようとする立場を、ここでは「社会政策的」立場と呼びたいと思います。

尤も、本学の「社会政策」の担当教授であります山田学部長からは、「今日の社会政策は、そんな狭く単純なものではない!」、とお叱りを受けるかも知れません(しかし私は、敢えてワグナーの定義にしたがって、¹⁾「社会政策的」という語をいま述べた意味で使用いたしました)。

1) 「社会政策一般とは、分配過程の領域における弊害を、立法および行政の諸手段をもって克服しようとする国家の政策である」(Über soziale Finanz- und Steuerpolitik, in: Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik, Band 4, 1891, S. 4)。このワグナーの定義は、すでに何度か名前をあげました。ワグナーの門下生であり、ヘルリン大学での彼の講座の後継者ともなりましたゾンバルトをして、「定義の唯一明確なる用語法」(Ideale der Sozialpolitik, in: Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik, Band 10, 1897, S. 10)とまでいわしめた有名な概念規定であります。

ワグナーは、「国家活動増大の法則」とか、「経費膨脹の法則」といったスローガンをかけたことで、(財政学の世界では)有名であります。

ワグナーは、そもそも近代国家はその本質から見て、単にスミスが考えたような、国家の独立と秩序維持といった、「法目的、権力目的」のみを追求する、「法治国家」的任務を果すだけでは、全く不十分である。国民全体のための、文化や福祉面への活動をも併せなすべき、「文化国家」であるべきだ、としています。ですから当然、国家の遂行しなくてはならない仕事は、スミスが考えたもの(「法治国家」論的任務)よりも、種類も多く、また量もふえざるをえないこととなります。

しかもワグナーは、このような国家活動をなすにあたっては、近代国家は「文化国家」に相応しい仕方ではこれをなし遂げねばならない、と考えます。つまり、悪い事態のしゅつたいを未然に防ぐという意味で、いわば

「予防原理」(Präventivprinzip)にもとづいて、つね日頃キメ細かい行政活動をしておらなければならない、とするわけです。

以上のような事情のために、近代国家はますます公共施設の充実を図り、また専門化され、組織化された有能な行政官僚の、一層大量の投入を必要とするようになる、とワグナーはいうのです(近代国家は、その本質からして、ますます「大きな政府」となる傾向を強めてゆく、とワグナーは考えたわけです)。

(このようにして、もはやワグナーは、国家を有用ではあるが国民経済的には不生産的な活動のみをおこなう、「夜警国家」、「法治国家」とは考えません。経済的には、国家はまさに生産性をもつものであり、「国民経済の最も重要な(固定)非物質的資本 Immaterialkapital」(Ad. Wagner, Grundlegung der politischen Oekonomie, erster Theil, 3. Aufl., Leipzig 1892, S. 877)と称されるべきものである、と考えたのです。このような考え方は、国家観の第一段階であります官房学の国家論以来の、ドイツ国家諸科学の伝統の一つでもありました)。

ここに再び、国民連帯的福祉国家観をもとに、行政論(官僚行政論)ないし政策論の重視にもとづく、国家の社会政策的役割を重視する「大きな政府」論への転換の、第一歩がふみだされることになったのです。

ただし、ワグナーは一応、均衡財政論を支持したとはいえましよう。しかし、もちろん古典派経済学者たちのような、断乎たる公債敵視論は見られません。

ワグナーの社会政策的「大きな政府」論の考え方は、十九世紀後半から第一次大戦前後にいたる先進諸国の資本主義の発展段階の現実にも適合的なものであった、と考えてよいのではないのでしょうか。何よりも、ワグナー流の社会政策的(是正)措置でもって、資本主義的経済体制はなお維持存続、ないしは一層の発展さえも期待

経 済 と 国 家

できるように見えたからです。

こうして、当時の先進諸国における経済思想や現実の経済政策の基調は、概してワグナー流の「社会政策的」経済学とその国家論の方向に沿ったものになっていったのです。

二ノ四) ケインズ派の管理者国家論

しかしながら、ワグナー流の社会政策的「大きな政府」論の支配も、永久のものではありませんでした。

第一次大戦後、とくに一九二〇年代における先進諸国の永続的な経済の停滞。そして一九二〇年代末以降の、世界的規模での恐慌と不況。これらは、資本主義的生産の成果の、分配段階での漸次的是正策ともいえず、国家の社会政策的措置だけでは片づかない、深刻な社会・経済問題を発生させたのです。

この段階の資本主義は、いわば国家がその資本主義体制の内側に入って、その全体を、その生産から分配、そして消費にいたるまでの全過程を、絶えず管理することによって支えざるをえなくさせたのです。

このような国家の役割の変化を、あるドイツの財政学者(F・K・マン)は、早くも一九三〇年に、「国民経済の管理者としての国家」の出現と把握しました(F・K・マン、前掲『現代の国家経済』)。すなわち、スミス以来、国民経済の居候いせうこうとしてつましくあるべきであった国家は、いまや国民経済の管理者の地位にまでのぼりつめた、というわけです(vom Anteilssystem zum Kontrollsystem)。

このような現実を背景に、いわば経済の時代的任務を担う形で、ケインズの『一般理論』という著作が一九三六年に刊行されたのです(The General Theory of Employment, Interest and Money, London, 1936)。そして、ケイン

ズ革命ともいわれる、この『一般理論』の公刊によって、ケインズは、世界に彼の学説の信奉者グループを結成させることになりました。しかも、この学説にもとづく経済・財政政策論は、フィスカル・ポリシー論という名前で、少なくともその後一世代に亘って、世界の経済・財政政策を、現実に取り導いてきたのです。

先にも申し述べましたように、まことにケインズは、一世紀に一人の幸福な経済学者でありました。

『一般理論』の内でケインズは述べています。一国の経済活動の大きさとか、水準といったものを決定するのは、いままで考えられてきたような、生産の大きさ、ないしは供給の大きさや水準といったものではない。民間部門と政府部門とを併せた、その国全体の需要の量に左右されるのだ、と。

したがって、ある国が不況なのは、その国の総需要量が充分な大きさではないからである、ということになります。

そしてケインズは、こんどは需要の量を左右する条件について、検討します。その結果、国の公共事業など、いわゆる公共投資支出が、一国の需要量をふやすのに非常に有効であることを、特に強調することになりました。

経済についてのこのような考え方には、もちろん、先例がないわけではありません。ケインズ自身も一部はみとめておりますように、重商主義者や官房学者の内にも、すでにそれは見られました。十九世紀半ば頃のドイツでは、このようなケインズ流構想の「ソックリさん」の経済学の著作が、公刊されてさえおります (Carl Dietzel, 1829-1884, Das System der Staatsanleihen im Zusammenhang der Volkswirtschaft betrachtet, Heidelberg 1885. 池田浩太郎

訳・カール・ディーツェル『公債の経済理論』千倉書房、昭和五二年)。

すでに何度も名前をあげました、ドイツの経済学者ゾンバルトも、二〇世紀のはじめ、つとに近世資本主義の成立に果した需要の決定的役割を、きわめて印象的にえがきだした著作を公刊しております(たとえば、宮廷奢侈需要の役割についてLuxus und Kapitalismus, München und Leipzig 1913. を、軍需についてKrieg und Kapitalismus, München und Leipzig 1913. をひもといてみてください)。

とにかく、以上のようなケインズ経済学の需要についての考え方を基本に、一国の安定成長維持のための、いわば総需要管理政策論であります。フィスカル・ポリシー論ができあがったのです。そしてこれが、主要先進諸国の経済・財政政策をリードする基本的な考え方となりました。

総需要管理政策としてのフィスカル・ポリシー論は、好況期と不況期とでの対称的(シンメトリカル)な財政政策の採用、といった基本構造をもつものであります。

すなわち、不況期では総需要水準が低すぎるので、公債発行など、財政赤字をも覚悟して、低金利政策、公共事業の推進、減税など積極的な財政・金融政策をおこなう。もって需要を増大させ、景気の回復をはかることが国家に要請されます。

逆に好況期は、総需要水準が高い(ないしは高すぎる)のです。それゆえ、不況のための経費支出分のカット、増税、高金利政策の推進など、いわば黒字財政政策の推進によって、官民の投資・消費需要を抑えます。もって総需要をインフレにならない程度水準にまで圧縮することを国家に求めるのです。同時に、発生しました財政赤字は、不況期に発生した財政赤字を整理することをも可能にさせる、というわけです。

このようにして、ワグナー流の社会政策的「大きな政府」論は、社会政策的にも、また経済政策的にも、一層

徹底化され、一層全面的なものとなりました。いわば、管理者国家的「大きな政府」論にまでゆきついたので。この段階にいたりますと、国の経済管理政策は、エリートとしての官僚と官僚行政への、全国民の全幅の信頼に基礎をおいたものたらざるをえなくなるでしょう。これはいままでの英米では、よく根づいた考え方ではありませんでした。しかし、少なくともケインズは、自身の経歴からしても、この考え方になじんでいたのでありましょう。

以上のような推移の、財政論的帰結を総括しておきましょう。

社会政策的「大きな政府」論の段階では、平時においては、依然として借金なしの均衡財政論が保持されていた、と一応いえるでしょう。しかし、管理者国家的「大きな政府」論では、平時にあつてさえも一定の経済状況下では、財政赤字を拡大させながらの積極財政による、経済の安定成長の長期的維持を目ざす、きわめて積極的な「大きな政府」論でありました。

このような、管理者国家的「大きな政府」論は、先進諸国の現実の政策においても、適切なものとして受け容れられ、その独裁的支配は、あたかも永続的なものであるとさえ思われたのです。

二ノ五 国家論の現代

さて、時代は管理者国家的「大きな政府」論の単独支配を、いつまでも続けさせるようにはしてくれませんでした。第一次・第二次オイル（価格）・ショックを経験する一九七〇年代を通じて、この考え方の支配がゆるいできたのです。

財政赤字の増大をおそれない、この時期の積極的財政政策をもってしても、ただ財政赤字を累積させるだけ

の結果しかうみませんでした。失業とインフレの併存状態、これは経済のスタグネーションとインフレーションとの併存を意味します、スタグフレーションという新しい英単語をうみました。このスタグフレーションの解消には、フィスカル・ポリシーはあまり役立たなく見えたのです。

一九八〇年代に入りますと、先進諸国の現実政策の面でも、経済の安定成長のための、財政再建、財政の健全化の重要性が、改めて見直されるようになりました。先進諸国の多くは、「小さな効率的政府」の方向に、現実の政策を転換したかに見えました。アメリカのレーガン大統領、イギリスのサッチャー首相、ドイツのコール首相らの推進した政策や、日本の中曽根民活といわれた政策などが、その一例でありましょう。

では一九八〇年頃をもって、経済学者たちにおける国家観の新たな段階が、第五段階が、いいかえますと、今日の段階というものがはじまった、と考えてよいのでしょうか。これにつきましては、もう少し事態の推移を見たいと答がだせない、というべきでしょう。

今日の段階は、若干の軌道修正をしたうえで第四段階の継続、と見た方が適切であろうと考えられる点も、見受けられるからであります。たとえば、今日の段階をもって、管理者国家的「大きな政府」論の独裁的支配の程度が、若干弱まっただけである、といった解釈もゆるされるかも知れません。

ここでは、講演の筋道をわかり易いものとするという、ただその目的のみから、一九八〇年代をもって第五段階に到達したものと一応しておきましょう。

ただし、経済思想史的に見ますと、このような反ワグナー的・反ケインズの傾向は、一九六〇年頃から次第に勢いをえてきたように思われます。ワグナー流「経費膨脹の法則」から、ケインズ経済学的フィスカル・ポ

リシー論へと展開されてきた、国家活動増大への一層の積極的承認にたいする反論や、社会政策的・管理者国家的「大きな政府」論への徹底的批判をおこなう経済学者のグループが、この頃から台頭してきたのです。

経済学の系譜から見てみましょう。かれらは、すでにお話ししました、十九世紀の七〇年代に、個人主義や経済的合理主義をスミス以上に徹底させて経済世界を統一的体系的にえがきだし、それゆえに近代経済学の中心的一派を形成しました、主観価値論的限界効用学説といわれるものの、二〇世紀後半版でありました（もっと具体的にいいましょう。これは、オーストリア学派およびこれを出発点としたスウェーデンのヴィクセル Knut Wicksell, 1851-1926らの経済学説の、二〇世紀後半における復活でありました）。

かれらは、大きくなりすぎた政府部門が、国民経済全体の活動を衰弱化させる点を反省します。しかもかれらは、巨額にのぼる公共需要のもつ、失業者の減少などの国民経済的有効性をも、疑問視ないしは、限定されたケースでのみ効果ありとしかみとめませんでした。

むしろかれらは、一般的には、「大きな政府」論から必然的に生じます高福祉高負担といったものの、国民の投資意欲や勤労意欲などへの悪い効果などに注目するのであります。

かれらに共通している主張は、次の三項目に要約することができます。すなわち、

第一に、「大きな政府」から均衡財政志向的「小さな効率的政府」への転換を志す。

第二に、財政赤字を抑え、かつ財政・金融（政策）の健全化を目ざす。

最後に、減税や公営事業の民営化などにより、民間経済活動の活発化をたすける。

したがって、かれらは原理的には均衡財政論者であり、健全財政・金融政策の主張者でありました。また公共

権力にたいしては、「法治国家」論的「小さな効率的政府」を要請する人たちでもありました。

ただし、一九八〇年代末の東欧共産主義諸国の崩壊をかかえこんで以来の世界経済においては、以上のような経済政策的方向転換の経済政策的効果には、再び疑問が生ずるような現実的事態が生じているようにも思われます。しかも、いまや国際的経済協調、経済のグローバル化といったスローガンは、空前絶後の重みをもつにいたっております。

このような状況下での、世界経済全体の安定成長への軌道乗せの視点からする、列強のわが国への内需拡大政策採用圧力——これは、「大きな政府」論的財政政策の推進を意味してはいないでしょうか——など、これを示唆する一つの例と考えてよいのかも知れません。

三、むすびの言葉

元々この講演のテーマ自体は、要約的に話さねばならない性格のものでありました。それゆえ、もう一度の要約ないしは総括は、不必要であるのみならず、本講演の趣旨を損なうものでもあります。

はじめにも申しあげましたように、皆さんがこの講演の内容の一片でも覚えていていただき、後日の勉学の間に思いあたる点を、一つでも見いだすことができましたならば、それだけで、私の講演の目的は達せられたことになるのです。

もし、強いて一言をもって総括すべきだ、といたしますならば、それは次のことでもあります。およそ経済的諸活動についての、人間の学問であります経済学におきましては、そのいかなる学問の分科も、社会体制、経済体

制としての近代資本主義の生成と発展に関連させてのみ、はじめて十分に納得がゆく、ということを感じておいていただきたい、ということでしょうか。

諸先生方に領空侵犯のおゆるしをいただき、一つの例をあげさせていただきます。

簿記というものは、形のうえでは、企業などの経営活動の経過やその成果を、一定期間について計数的に明らかにするための、経済的に合理的な会計技術的操作を覚えるだけのもの、にすぎないように見えます。すなわち、これは会計学の基礎となる、単なる記帳技術的な、訓練学科としか考えられないでしょう。

しかしながら、簿記学を単にそのようなものと考えただけで、果して充分なんでしょうか。

そもそも、「複式簿記なしの資本主義は全く考えられないのだ」とまで、かのゾンバルトは述べております（ゾンバルト、前掲『近世資本主義』第二版、第二巻、第一分冊、一九二八年版、一一八ページ）。（人間精神の最も美しい発明）であります複式簿記なくしては、近世資本主義の生誕はなかった、というほどの深い文化的意味を、それは背後にもつものである、というわけなのです。

そのゆえにでしょうか、私が学生時代に教えを受けた簿記の先生は、先に名前をあげましたドイツの社会学者マックス・ウェーバーの社会科学方法論の研究から転じた、教養ゆたかな会計学者でありました。

私たちは、絶えず近代世界の文化、社会、経済についての、歴史的・体系的理解を身につけつつ、いいかえれば、広い意味での社会科学としての経済学の教養を基礎に、それぞれの専門分野のもつ深い意義を感得し、そのうえで積極的に研究を進めてゆくべきではないでしょうか。それが本当の意味での皆さんの大学の勉学のあり方である、と私は信じております。